

第14回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第14回安曇野市都市計画審議会
2	日 時	平成22年7月27日 午後1時30分から午後3時20分まで
3	会 場	安曇野市豊科総合支所 第2会議室
4	出席者	内川委員、竹岡委員、宮川委員、板花委員、斉藤委員、勝野委員、萩原委員、 矢口委員、白澤委員、矢澤毅彦委員、藤澤委員、丸山委員、降幡委員、 青嶋委員、宮下委員、宇田委員、中山委員
5	市側出席者	都市建設部：久保田部長、都市計画課：内田課長、鎌崎係長、城取主査、 山田主査、田中主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 1人
8	会議概要作成年月日	平成22年8月11日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

1. 開 会 (内田課長)

2. あいさつ (久保田部長・藤澤会長)

3. 会議事項

(1) 地区別説明会の開催状況について

(2) 都市計画マスタープラン(案)について

(3) 安曇野市の適正な土地利用に関する条例(案)について

} (事務局より説明)

4. 閉 会

意見概要

(1) 地区別説明会の開催状況について

意見無し

(2) 都市計画マスタープラン(案)について

○農政との連絡をどのようにとっているのか。農政事業の受益面積に入ると何もできない。安曇野産業団地の所は全部広域排水の受益面積に入っていた。青木花見だけ残っていたが、県の事業の受益に全部入れてしまった、明科の関係でも平成22年度までの事業の受益面積に入れてしまった。いくら計画をたてても法的に駄目では困る。その辺をどのようにしていくかお聞きする。(委員)

→都市計画マスタープランにおいては20年先を見据えた10年間の計画であり、ここが必ずできるとかいう観点での策定ではない。基本的には工業的な活用をするところの集約ということから、現在の産業団地周辺をこのようなエリアにしたら良いのではないかという理想的なことを描いているということ。

農振除外をするときに市の計画としてどこに位置づいているのか協議の中で聞かれた際、対応できるような文章にしておきたいということである。(事務局)

○現在、企業を誘致しようとした場合、可能性のある場所はどこだと思うか。(委員)

→確実かどうかは別として、現在白地が広がっているところだと思う。西山山麓、東山山麓は青地農地ではないため、可能性はあるが企業が来るかは別問題である。

インターの東は8年未経過の一つの用件は入っていなかったと思うので、可能性としてはある。(事務局)

○インター東は合併前から豊科地区から要望があり、農業ができる状況でないこういう状態でインター東は適地だと思うが、なんとかなるのか。(委員)

→インター東については、地権者の皆さんがまとまってショッピングセンター等の開発を計画した中で、豊科町時代からの課題として、現状で考えられている開発について農振除外は出来ないと県から回答を得ており、地権者にもその話はしてある。(事務局)

○安曇野・筑北地域産業集積形成・活性化基本計画は文章だけで、具体的な場所まで踏み込んでいないと思ったが、今の話では商工部でそれを基に踏み込んだ市域全体の考えをまとめるように進んでいるのであれば、それとマスタープランとの整合をはかるようにしていただきたい。(委員)

○「分散している玄関口」の対応として「市内に数多く駅がある反面、安曇野の鉄道の玄関口が不明確」を追記するということだが、この都市計画マスタープランは安曇野市のマスタープランであり、これだと安曇野全体のマスタープランという表現になりかねない。一般の方の意見で東の玄関口は明科駅という表現をされているが、鉄道の玄関口というのはその地域に入った最初の駅が玄関口になると思う、ここの文章に関してもう少し検討願いたい。(委員)

○高規格道路は、県の計画の中にはあるとお聞きしているし、促進する会議の中でも進んでいると聞いているが、以前安曇野市のマスタープランの中に示していることを指摘したが、このことはこのままなのか。

県ではそこが適当だということで計画にはあると思うが、市としてその場所が適切かどうか、疑問に感じている。北に行く起点ができると、安曇野市が素通りするだけの地域になる危険性が高い。西山山麓の観光資源が取り残されていく。今後マスタープランに市として盛り込むのか。(委員)

→安曇野市も期成同盟会の一員として推進してきている事実もある。以前建設事務所との調整では、北インターから西山山麓につながる道路を整備する必要があるとのご意見もいただいている。最終的にマスタープランは市で決めていくことになるため、理事者に話をする中で決めさせていただく(事務局)

○中心市街地をどこに構成するのか、商業集積地は示されているが、今後市としてどういう形で中心市街地を構築していくのかももう少し明確に示された方が良い。(委員)

→合併の際、各地域の均衡ある発展ということで土地利用においても5地域に拠点をおく計画をさせていただいた。ただしその拠点の中身はこれから自ずと決まってくると思う。

5年後に見直しをする中で拠点としての明確な内容がはっきりしてくると思う。

商店街の活性化については難しい問題であるが、他部局と連携を図りながら、次回マスタープラン作成までの課題としたい。(事務局)

(3) 安曇野市の適正な土地利用に関する条例(案)について

○都市計画マスタープランも土地利用の関係もコンサルタントが基本になってつくっていると思うが、農政とか色々なつながりの中で話をしている内容が見えない。このままの内容では認められない条例だと思うので検討願いたい。(委員)

→平成18年度から始まっている市民検討委員会とマスタープランにおいても都市計画策定委員会の意見を総合しながら、また協議も重ねた上で出来上がっていると見ていただきたい。決してコンサルがつくったものではない。(事務局)

○罰則について、違反者、是正命令を出しても従わない者に対して罰則を与えているということだが、違反者が倒産してしまった夜逃げをしてしまったと、命令を受ける人がいない場合。もう一点が違反者はいるが、原状回復命令に応じず罰則だけ適用されれば良いと。罰則が適用されただけで命令は聞かない。この場合に対応される方策が必要ではないか。是非検討していただきたい。(委員)

○市街地の中にありながらインフラ整備が進まず開発行為も出来ないでいる宅地並み課税の農地が残っている。今後どのようにしていくのか、考えなくてはいけないと思うがいかがか。(委員)

→拠点市街区域は開発を進めるべき、行政としてもそれに対する支援はしていく必要があると思っている。そのことについては道路部局と整合を図りながら進めていく。もうひとつの手法として区画整理が考えられる。市が直接進めるのか或いは支援するのかはあるが、計画検討していく。(事務局)

○都市計画法に基づく相談があった場合には独自条例の手続きが始まることは申し上げていくが、関係団体、開発予定の相談者に対して私どもも含めて一緒にPRしていかななくてはいけないと思っている。
建築確認申請が、市に事前協議がなされないまま民間に出ていく可能性がある。関係団体、指定確認検査機関等に引続きPRをしていく必要がある。(委員)

○県決定である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に関する現状と今後の方針も含めてうかがいたい。(委員)

→豊科地域の線引き制度が外れないと統一が図れないということである。その協議を県並びに国とおこなっているということでご理解いただきたい。(事務局)

○上位法である都市計画法の区域内の土地利用に関する条例であるため前文、第1章の総則に「都市計画区域における」などの記載が必要ではないか。(委員)

→この条例は都市計画区域だけでなく安曇野市全体のまちづくりという考え方にたっているため、このような表現になっている。(事務局)

○基本計画の案を作成しようとするときは、安曇野市土地利用審議会の意見を聴くようになっているが、法定で設置されている都市計画審議会の土地利用に係る役割分担や関与はどうなるのか。(委員)

→条文には記載は無いが、基本的に土地利用については都市計画の方向を出すものであるためその根本の審議会である、都市計画審議会には説明し意見をいただくということは事務局として考えている。標記の仕方については検討させていただく。(事務局)

○この条例の一番関心のある土地利用基本計画はいつ頃できるのか。(委員)

→条例に記載された手続きを経て、最終的に3月議会でこの基本計画の内容についてご承認いただければありがたいと思っている。(事務局)

○この市町村合併は国での大きな指導の下やってきた。そういう中でどうして線引きが外れないのかいつでも疑問に思う。皆が真剣に取り組んでいるわけだから、計画の中で反映するように力を入れてやっていただきたい（委員）

→県としても市の意向を汲んで、外す方向で検討していただいている。ただし全国の事例になるということで国も県も慎重にならざるを得ない状況である。協力をしていただいているがその手続きの中で、県、国とも慎重であるということでご理解をいただきたい。（事務局）

○この条例が9月に上程される際、現実的には線引きと自主条例の2制度でいくことを、公式に理事者から発表した方が良いと考える。検討をお願いします。（委員）

○今議論をいただいております土地利用に関する条例は安曇野市の将来のまちづくりの基本になるわけなので、当然これを基本にした行政の対応、或いは議会の対応をいただいて平成23年4月1日から施行できるようにお願いしたい。また、30数回委員会で検討を重ねた結果が案として出てきたわけであるのでその辺もご理解いただきたい。（委員）